

狛江市住宅補修緊急支援事業補助金について

狛江市住宅補修緊急支援事業補助金制度は、令和元年台風第 19 号で被害を受けた住宅を所有する居住者に対し、その住宅の補修工事費を補助する制度です。令和 2 年 1 月 6 日（月）から受付を開始します。

対象者 一部損壊（準半壊）または一部損壊（10%未満）の住宅を所有し、かつ居住している方

補助金の額 補助対象工事額の 1/2 の額かつ上限 30 万円

補助対象工事（以下のすべてを満たす補修工事）

- ・令和元年台風第 19 号で被害を受け、令和元年 10 月 13 日以降に着手した補修工事
 - ・災害救助法による応急修理制度の対象とならない住宅の補修工事
 - ・屋根、壁、床、設備等、日常生活に欠かせない居住部分の補修工事（下部参照）
 - ・実績報告（裏面**3**参照）を令和 2 年 2 月 28 日までに提出できる補修工事
- ※工事完了済または支払い済であっても申請できます。その際にご相談ください。

屋根、壁、床、設備等、日常生活に欠かせない居住部分の補修工事について

基本的考え方

- ・店舗等の事業部分は対象外 ・アパート、借家等、賃貸住宅は対象外 ・家電製品は対象外
- ・内装に関するものは原則対象外だが、補修対象工事と併せて行う部分は可（畳のみ交換等は不可）

補修工事の例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

1 申込み（申込者 ⇒ 市）

当該補助金の申し込みをする者は、以下の書類を揃え、市に提出してください。

受付開始 令和2年1月6日（月）

受付窓口 狛江市役所 都市建設部まちづくり推進課

【提出書類】

- ① 狛江市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 資力に関する申出書（第2号様式）
- ③ 罹災証明書のコピー
- ④ 住宅補修工事見積書（第3号様式）
- ⑤ 補修工事の内訳書
- ⑥ 被害状況が分かるカラー写真またはこれに代わる資料
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

2 交付決定（市 ⇒ 申込者）

市は、**1**で提出された書類の内容を審査し、狛江市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）を申込者に送付します。

3 実績報告（交付決定者 ⇒ 市）

交付決定者は、補修工事が完了したときは、令和2年2月28日までに、市に補修工事の実績報告をしてください。

【提出書類】

- ① 狛江市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業補助金実績報告書（第5号様式）
- ② 補修工事に係る契約書及び領収書等の写し
- ③ 補修工事の工事完了写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

4 交付金額の確定通知（市 ⇒ 交付決定者）

市は、**3**で提出された書類の内容を審査し、狛江市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業補助金額確定通知書（第6号様式）を交付決定者に送付します。

5 交付の請求（交付決定者 ⇒ 市）

交付決定者は、令和2年3月31日までに、狛江市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を市に提出して下さい。後日、指定口座に補助金を振り込みます。

【問い合わせ・申請書類提出先】

狛江市役所 都市建設部まちづくり推進課

午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝を除く）

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1309（直通）

FAX 03-3430-6870